

令和4年12月1日  
こども未来部こども家庭支援課

## 江東区児童館条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

江東区亀戸第二児童館を廃止するとともに、江東区古石場児童館の利用時間及び休館日を改めるため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

(1) 江東区亀戸第二児童館の名称及び位置を削除

名称	位置
江東区亀戸第二児童館	江東区亀戸一丁目24番6号

(2) 江東区古石場児童館の利用時間を改める

現行		改正後	
火曜日から土曜日 まで並びにこどもの日、都民の日、夏季、冬季及び春季休業日	午前9時から 午後6時まで	月曜日から土曜日 まで（こどもの日 及び敬老の日を除く。）	午前9時から 午後7時まで
第2及び第4日曜日 （こどもの日、都民の日、夏季、冬季及び春季休業日を除く。）	午前9時から 午後5時まで	第1、第3及び第5 日曜日並びにこどもの日及び敬老の日	午前9時から 午後6時まで

(3) 江東区古石場児童館の休館日を改める

現行	改正後
1 月曜日	1 第2及び第4日曜日
2 第1、第3及び第5日曜日	2 こどもの日及び敬老の日を除く
3 こどもの日を除く休日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日	休日
4 年始（1月2日及び同月3日）	3 年始（1月2日及び同月3日）
5 年末（12月29日から同月31日まで）	4 年末（12月29日から同月31日まで）

3 新旧対照表

3 ページのとおり。

4 施行期日

令和5年4月1日

江東区児童館条例 新旧対照表

現行						改正案							
第1条 (略)						第1条 (略)							
(名称及び位置)						(名称及び位置)							
第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。						第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。							
名称		位置				名称		位置					
(略)						(略)							
江東区亀戸児童館		東京都江東区亀戸 二丁目1番19号				江東区亀戸児童館		東京都江東区亀戸 二丁目1番19号					
江東区亀戸第二児童館		東京都江東区亀戸 一丁目24番6号				江東区亀戸第三児童館		東京都江東区亀戸 七丁目39番9号					
江東区亀戸第三児童館		東京都江東区亀戸 七丁目39番9号				江東区亀戸第三児童館		東京都江東区亀戸 七丁目39番9号					
(略)						(略)							
第3条～第19条 (略)						第3条～第19条 (略)							
別表第1 (第5条関係)						別表第1 (第5条関係)							
名称		利用時間				名称		利用時間				休館日	
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	日	
江東区森下児童館		(略)	(略)	(略)	(略)	江東区森下児童館		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
江東区古石場児童館						江東区塩浜児童館							
江東区塩浜児童館						江東区塩浜児童館							
(略)						(略)							
備考 (略)						備考 (略)							
別表第2 (第5条関係)						別表第2 (第5条関係)							
名称		利用時間				名称		利用時間				休館日	
		(略)	(略)					(略)	(略)				

江東区平野児童館	(略)	(略)	(略)
江東区東雲児童館	(略)		
江東区亀戸児童館			
江東区亀戸第二児童館			
江東区小名木川児童館			

備考 (略)

別表第3 (第5条、第9条、第17条関係)

児童館	施設	使用料	摘要
(略)			(略)
東陽児童館	集会室	1,350円	
亀戸第二児童館	集会室	3,650円	
	音楽室	750円	
東砂児童館	集会室(大)	3,750円	
	集会室(小)	1,850円	
(略)			

江東区平野児童館	(略)	(略)	(略)
江東区古石場児童館			
江東区東雲児童館	(略)		
江東区亀戸児童館			
江東区小名木川児童館			

備考 (略)

別表第3 (第5条、第9条、第17条関係)

児童館	施設	使用料	摘要
(略)			(略)
東陽児童館	集会室	1,350円	
東砂児童館	集会室(大)	3,750円	
	集会室(小)	1,850円	
(略)			

備考（略）

備考（略）

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。